

平成29年度 オープンデータを活用した 歩行者移動支援サービスに関する現地事業の実施箇所募集要領 ーICTを活用したバリアフリー施策を実践しようー

1. 事業の目的

(1) 本事業の経緯・概要

国土交通省では、ICT（Information and Communication Technology: 情報通信技術）を活用した歩行者移動支援サービスの普及展開に取り組んでいます。例えば、ICTを活用することで、車いすの方が通行可能なバリアフリールートスマートフォン等を通じてナビゲーションすることが可能となります。一方、このようなサービスを実現するためには、歩行空間上の段差や幅員等の情報をあらかじめデータ化しておく必要があります。

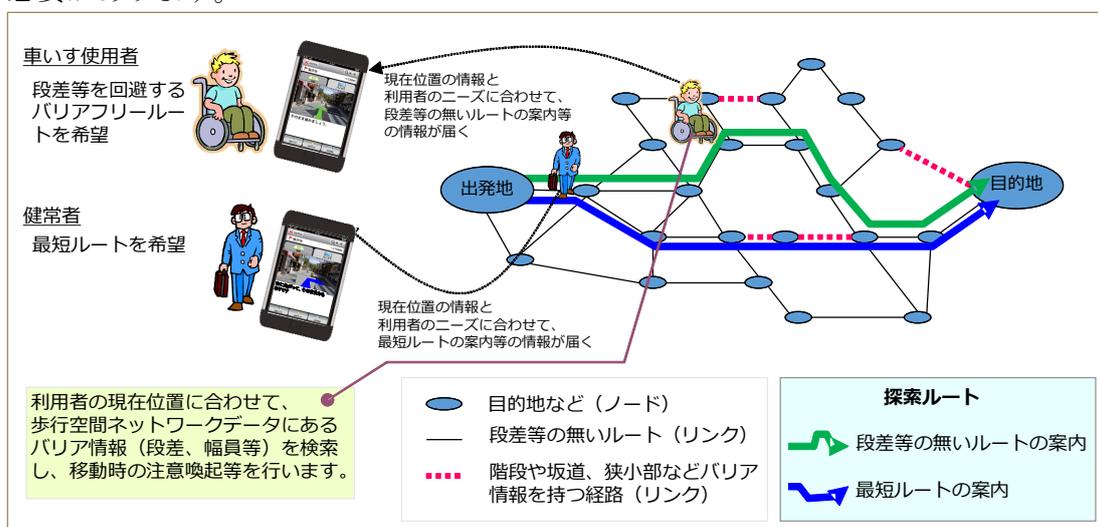


図1 ICTを活用した歩行者移動支援サービスのイメージ
(バリアフリールートのナビゲーションの例)

そこで、「オープンデータの考え方」を取り入れ、既存の地図等のデータをオープン化して活用したり、あるいは、作成したデータをオープン化することにより、民間事業者等が多様なサービスを創出できる環境づくりに取り組むこととしています。

その一環として、平成29年3月には、ICTを活用した歩行者移動支援サービスを導入する際の手順や考え方等を示した市区町村担当者向けの「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」^(※1)や事例集^(※2)の内容充実を図るとともに、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」^(※3)を改訂し、サービスに不可欠な歩行空間ネットワークデータ^(※4)等の整備を促進するためデータ整備仕様の簡素化を実施しました。

このたび、市区町村における歩行者移動支援サービスの導入促進に向けて、体制構築や既存施策との連携等、具体的な課題とその対応策を検証すべく、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業」を実施することとしました。

[参考] オープンデータについて

オープンデータとは、「営利目的も含めた二次利用が可能なルールで公開」された、「機械判読に適したデータ形式のデータ」のことであり、オープンデータの導入により、経済の活性化や新事業の創出、官民協働による公共サービス（防災・減災を含む）の実現、行政の透明性・信頼性の向上等が期待されています。

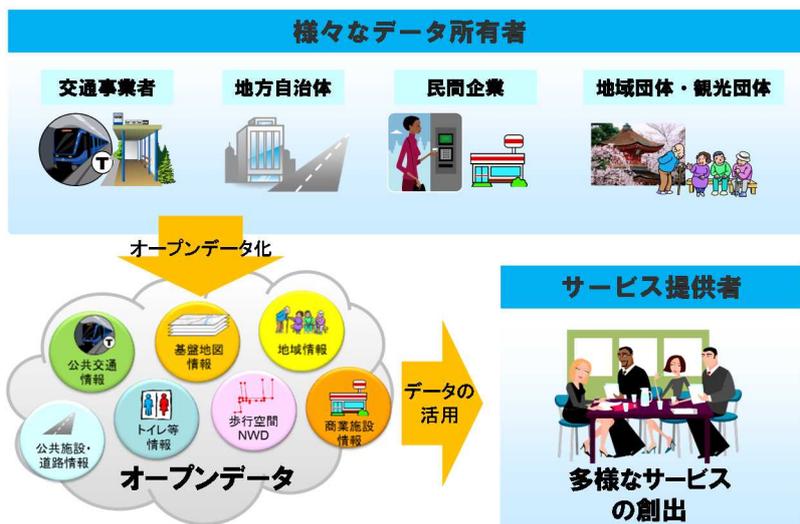


図2 「オープンデータの考え方」に基づくサービス創出のイメージ

(2) 本事業で検証する内容及び成果の取扱い

「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業」（以下「現地事業」という。）は、オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの本格的な展開に向け、歩行者移動支援サービスに資するデータのリストアップ、リストを踏まえて行う市区町村等の保有するデータの収集、歩行空間ネットワークデータ等の整備、収集・整備したデータの公開等を実施します。

現地事業では、これらの一連の取組みを踏まえ、以下について確認することとし、得られた知見・ノウハウは「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」の充実に活用することとしています。

表1 本事業で検証する内容

検証項目	検証内容
実施体制の構築に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者移動支援サービスの展開には、市区町村内の福祉部局、道路部局、観光部局等の様々な部局が役割分担のもと実施することが求められる。そのため、現地事業では市区町村内の各部局の役割分担やそれぞれの部局の連携方法、円滑にサービスを展開するための工夫点等を確認する。
データのリストアップ、収集、整備、公開に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者移動支援サービスに必要となる市区町村等が所有するデータを公開するまでの各部局の実施内容や手順、実施時に生じた課題を段階ごとに確認するとともに、課題を解決するために実施した対策や工夫点を確認する。 データを公開するまでの一連の作業を実施するための地方公共団体職員等の作業量・作業負担を確認する。 データを公開するまでの作業を通じ、新たなデータの把握やデータの電子化による多用途への利用可能性等の市区町村に生じるメリットを確認する。

既存施策との連携方策に関する検証

- ・歩行者移動支援サービスは、市区町村が既に推進している福祉や観光に関する施策と連携し展開することが考えられる。既存の施策と連携する場合の既存施策への歩行者移動支援サービスの位置付けや連携方法・内容等を確認する。

また、現地事業では、データの収集・整備のほか、歩行空間ネットワークデータ等を用いてバリアフリーマップを作成します。これらの成果は、事業終了後も現地事業に参加する団体にてご利用いただけます。また、本事業の取組み内容は、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」や国土交通省のホームページに事例として掲載し全国に紹介します。

(3) 参考資料

(※1) 「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」
(平成 29 年 3 月版)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001177519.pdf>

(※2) 事例集①: オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組
(平成 27 年度、3 地区)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001181964.pdf>

事例集②: ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業
(平成 23~25 年度、14 地区)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001181965.pdf>

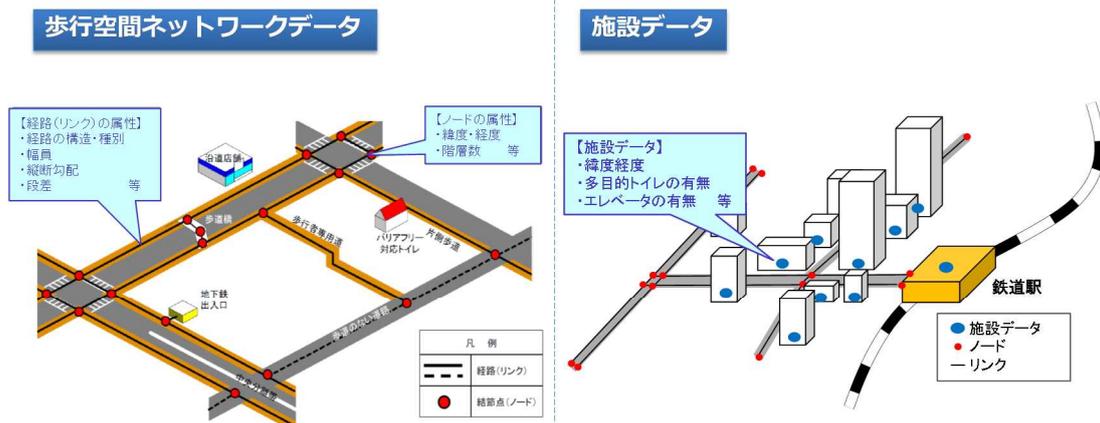
(※3) 「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」 (平成 29 年 3 月版)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001177504.pdf>

(※4) 歩行空間ネットワークデータ:

段差や幅員などのバリア情報を含んだ歩行経路の状況を表すデータです。「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」(平成 29 年 3 月版)^(※3)に基づき作成します。データ項目や作成例等については、以下の URL を参照ください。

(URL) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000026.html



「歩行空間ネットワークデータ」とは、歩行空間の形状に合わせてノード（点）とリンク（線）を配置し、属性としてリンク延長や経路の構造・種別のほか、段差や幅員などの情報を持たせてデータ化したものです。

「施設データ」とは、施設の位置に合わせてポイントを配置し、属性として位置・名称・住所のほか、バリアフリー設備の種類・有無などの情報を持たせてデータ化したものです。

図 3 歩行空間ネットワークデータ、施設データのイメージ

2. 事業の概要

- (1) 対象者
市区町村又は市区町村を構成員とする協議会（以下「実施主体」という。）
- (2) 事業箇所
現地事業の実施箇所は、2箇所を予定しています。
（但し、非選定箇所に対しても取組を自主的に実施される場合には、問合せ対応等の支援を実施する予定です。）
- (3) 事業概要（実施主体の実施内容）
現地事業は、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に基づき、歩行者移動支援サービスに資する各種データのリストアップ、収集と作成、データの公開等を以下の①～③により実施するものです。
なお、現地事業の実施主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。現地事業の実施は、国土交通省にて別途委託するデータ整備等の支援業務を受託する民間事業者と連携するものとします。

① 歩行者移動支援サービス実現のための取組

(ア) 全体計画の立案

現地事業の実施に当たり、（イ）～（カ）に記す事項を進めるための全体計画を立案します。

(イ) 実施体制の構築

現地事業を実施するための体制を構築し、関係者の役割を明確にします。
実施体制は、市区町村の職員だけに限らず、大学等教育機関、観光協会、商工会、民間事業者等を構成員とする協議会としても良いものとします。

(ウ) データのリストアップ

歩行者移動支援サービスの内容や利用シーンを想定の上、市区町村等で保有する様々なデータの中から、オープンデータ化するデータのリストアップを実施します。

(エ) データの収集

（ウ）でリストアップしたデータを、市区町村等の関係部署・団体と調整の上、可能な範囲で電子データ（Excel形式、csv形式、pdf形式等）として収集します。

(オ) データの整備

（エ）で実施するデータの収集に加えて、歩行者移動支援に資するデータとして、歩行空間ネットワークデータと施設データの整備を実施します。これらのデータの整備は、国土交通省の「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」（平成29年3月版）に基づき実施します。

データ整備に際しては、データ整備エリアや対象施設の選定等の整備計画の立案、市区町村等で保有するバリアフリー情報等のデータ整備に活用できる情報の収集、道路管理者や施設管理者との調整等を実施の上、現地調査し、調査結果を用いてデータを作成します。

(カ) データの公開

(エ) (オ) にて収集、整備したデータを、実施主体のホームページ等においてオープンデータとして公開します。なお、オープンデータの利用ルール等を定めてない場合は、データ公開に合わせて検討します。

表2 実施項目に該当する「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」の記載箇所

実施項目	ガイドラインの該当箇所
(ア) 全体計画の立案	—
(イ) 実施体制の構築	第2章 2-5 市区町村の役割と取組体制について
(ウ) データのリストアップ	第3章 データのリストアップ
(エ) データの収集	第4章 4-1 既存データサイトの活用
(オ) データの整備	第4章 4-2 新たなデータ収集・作成・加工等を行う場合
(カ) データの公開	第5章 データの公開

② 運営会議の開催

現地事業を実施するための運営会議を開催します。実施期間内に3回程度開催します。

③ 事業成果のとりまとめ

①の実施内容について、現地事業の成果として取りまとめ報告書を作成します。

(4) 現地事業支援業務（民間事業者）の実施内容（予定）

国土交通省は、本公募にて選定する実施主体による現地事業の実施を支援するための業務を民間事業者へ委託します。

民間事業者は、(2)に記す実施内容について現地事業実施主体の支援を実施するほか、現地事業地区にて作成した歩行空間ネットワークデータ等を用いてバリアフリーマップを作成するツールの作成を予定しています。

民間事業者が実施する予定の内容は、下表の通り予定しています。今後現地事業にあわせて実施主体にて独自に行う取組に関して、下表に記載されている項目以外のものについては、実施主体の負担にて実施していただくこととなります。

表3 現地事業支援業務（民間事業者）の実施内容（予定）

No	項目	内容
1	歩行者移動支援サービス実現のための取組支援	
	(ア) 全体計画の立案支援	全体計画立案において、実施計画や工程計画等の作成を支援する。
	(イ) 実施体制の構築の支援	実施体制の構築において、関係部署・団体向けの説明資料の作成を支援する。
	(ウ) データのリストアップ支援	歩行者移動支援サービスに必要となるデータのうち市区町村等が所有するデータリストの作成を支援する。
	(エ) データの収集支援	実施主体が収集した電子データを機械判読可能でオープンデータに適したフォーマットへの変換等を支援する。
	(オ) データの整備支援	現地事業実施主体が選定したエリアについて、現地調査を実施の上、歩行空間ネットワークデータ（延長30km程度/地区） ^(※5) を整備する。 また、施設データを実施主体の既存データ等を利用し整備する。既存データ等がない場合は、必要に応じて当該業務において現地調査を実施する。現地調査を実施する場合は、歩行空間ネットワークデータの整備範囲にある公共施設等障害者や高齢者が多数利用する施設を、1地区当り30箇所程度 ^(※6) のデータを整備する。
	(カ) データの公開支援	現地事業により整備された各種データをオープンデータとして公開する作業を支援する。
2	運営会議の開催支援	運営会議（3回程度）の開催支援とし、配布資料の作成、運営における会場の設営を支援する。
3	事業成果のとりまとめ支援	現地事業の実施内容をとりまとめた報告書作成を支援する。
4	バリアフリーマップ作成ツール（仮称）の開発	歩行空間ネットワークデータと施設データを地図上に描画し、また描画内容を印刷できるツールの開発を実施する。地方公共団体職員を利用者として想定する。
5	問合せ対応	選定箇所、非選定箇所における取組に関する問合せへの対応を行う。

(※5) 歩行空間ネットワークデータ等の整備範囲は、平成27年度に「神奈川県鎌倉市」「福岡県大牟田市」で実施した取組と同程度の規模を想定しています。歩行空間ネットワークデータ等の整備範囲は、別紙2を参照ください。

(※6) 施設データの整備数は、既存資料など事前にある情報を用いず、現地調査を基にデータ整備を行う場合は30箇所程度/地区を想定しています。既存資料等を用いて効率的に情報収集を行う場合は、この限りではありません。

(5) 事業成果の公表

現地事業の成果については、以下に示す通り公表することを予定しています。

- ① 現地事業で得られた知見・取組概要について「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に記載するとともに、国土交通省のホームページにも掲載する予定としています。
- ② 現地事業の取組概要について、国土交通省が開催する「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」にて報告していただくことを予定しています。
- ③ 現地事業で作成した歩行空間ネットワークデータ及び施設データについて、国土交通省の「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」^(※7)、G空間情報セン

ター^(※8)、データカタログサイト^(※9)においても、オープンデータとして掲載する予定としています。

(※7) 歩行者移動支援サービスに関するデータサイト（国土交通省）

(URL) <https://www.hokoukukan.go.jp/top.html>

(※8) G 空間情報センター

(URL) https://www.geospatial.jp/gp_front/

(※9) データカタログサイト

(URL) <http://www.data.go.jp/>

(6) 事業実施期間

現地事業の実施期間は、平成 30 年 3 月までです。

(7) 事業実施の範囲

現地事業は、「2. (2) 事業概要（実施主体の実施内容）」に記述する実施事項を対象とします。次年度以降のデータのメンテナンス、オープンデータ化等のサービス提供するための取組は対象外です。

3. 募集について

応募にあたっては、別添の様式に従い以下の内容を記述して下さい。様式の記載欄が不足する場合、適宜調整してください。

(1) 提案書の記述内容

1) 応募者等

市区町村又は市区町村を構成員とする協議会の名称や構成機関を記述します。なお、協議会での応募申請の場合は、以下の応募資格を有する協議会のみとなります。応募段階で協議会が設置されていない場合は、選定後、現地事業開始までに協議会の設置を行うことにします。

【応募資格】

・現地事業の主体となる市区町村が明らかであること。

2) 地域の課題・ニーズを踏まえた歩行者移動支援サービスのイメージ

地域の課題やニーズを踏まえ、その解決につながる歩行者移動支援サービスの内容、現地事業で収集・整備するオープンデータの活用方法について記述します。当該課題・ニーズに関連して既に取り組んでいる施策があれば、その施策との連携の可能性についても具体的に記述します。

3) 事業の実施体制

現地事業を実施するために予定している関係部署・団体と役割を記述します。具体的な実施体制の構築は、現地事業が始まった後に進めることを想定しているため、応募時点で予定している体制を記述ください。

4) 取組内容

現地事業における取組内容として以下を記述します。

- ① 歩行者移動支援に資するデータのリストアップ、収集の方法、収集対象とするデータの種類及び数量

② 現地事業で収集するデータ、整備する歩行空間ネットワークデータ及び施設データの対象エリアとその考え方

5) 将来のデータのメンテナンス・利活用促進

現地事業で収集・整備するデータのメンテナンスについて、現時点で想定される方法や頻度について記述します。また、将来のデータの利活用を促進し、多様なサービスの創出につながるよう、2020（平成32）年やその先を見据えて想定している取組内容を記述します。

6) オープンデータに関する取組状況

市区町村等の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化の状況、推進体制、オープンデータのメンテナンス、現地事業で収集・整備するデータをオープンデータ化する方法等について記述します。

また、現地事業に合わせてオープンデータの利活用に関する取組を実施する計画（データソン、アイデアソン、ハッカソン等のイベント開催、バリアフリーマップへの活用、既存のアプリケーションへの活用（ナビ機能の追加）等）があれば記述します。

(2) 応募書類の提出

1) 受付期間

応募書類の提出締切は、平成29年8月18日（金）（17:00必着）まで

2) 提出書類

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 応募申請書（押印したもの）及び提案書(別添様式) | 1部 |
| ② ①の電子データ（Word等）を納めたCD-R | 1部 |

3) 提出方法

上記の提出書類（①及び②）を一つの封筒に収め、「3.（4）問合せ及び提出先」へお持ちいただくか、若しくは郵送等（宅配便、バイク便等を含む）により提出してください。封筒には、「平成29年度オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業 応募書類在中」と赤字で明記してください。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となった場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

4) 受付通知書 応募書類の受領後、郵送により「受付通知書」を発送いたします。

応募書類の提出後1週間を経過しても「受付通知書」が届かない場合には、「3.（4）問合せ及び提出先」にご連絡ください。

なお、受付通知書を発送した場合であっても、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

5) その他

提出された応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。また、応募申込及び選定の過程における応募書類・追加資料の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 選定方法

提出された提案書については、ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会の外部有識者の助言・意見を踏まえ、以下の「選定に必須の条件」を確認し、「選定を優位に評価する要件」を考慮の上、総合的に評価を行います。

【選定に必須の条件】

- ① 地域が抱える課題やニーズを的確に把握し、ICT を活用した歩行者移動支援サービスによる課題解決のイメージが具体的に示されていること。
- ② 市区町村等の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化を実施していること。

【選定を優位に評価する要件】

- ① 現地事業の実施体制構築のための関係部署・団体等と調整を図る準備ができていること。
- ② データのリストアップ、収集するための具体的な方法が提案されている。
- ③ 現地事業で収集・整備するデータのメンテナンスやデータ利活用を促進するための将来的な取組方針（2020年やその先を見据えた取組方針）が提案されているか。
- ④ 取組内容について、他地域への普及の容易性の観点から優れた提案をしているか。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者あてに連絡します。また、国土交通省のホームページ等において選定した実施主体及び現地事業の場所を公表します。

非選定となった場合は、応募者へ連絡のみとします。なお、非選定となっても取組を自主的に実施される場合には、国土交通省より問合せ対応等の技術的な助言を行う予定です。

(5) 問合せ及び提出先：

国土交通省総合政策局総務課（総合交通体系担当） 現地事業担当者
〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-2
中央合同庁舎第2号館（国土交通省 分館） 12階
電話：03-5253-8794（直通）

4. 現地事業費の負担

現地事業の実施において、実施主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。また、国土交通省が民間事業者と契約する現地事業支援業務にあわせて、実施主体が独自に行う取組に関しては、実施主体の負担にて実施していただくこととなります。

5. その他

(1) 事業の実施方法

国土交通省は、現地事業の実施箇所の選定と並行して、現地事業の実施主体と緊密に連携して本事業の実施を支援する民間事業者を選定し委託契約を締結することとしています。

なお、現地事業の実施箇所として選定された実施主体には、民間事業者の支援を受け、現地事業に主体的に携わっていただきます。

(2) 事業の実施内容

本事業は、本募集に提出された提案内容に基づき実施しますが、国土交通省と民間事業者との契約内容により、実施内容を調整する可能性があります。

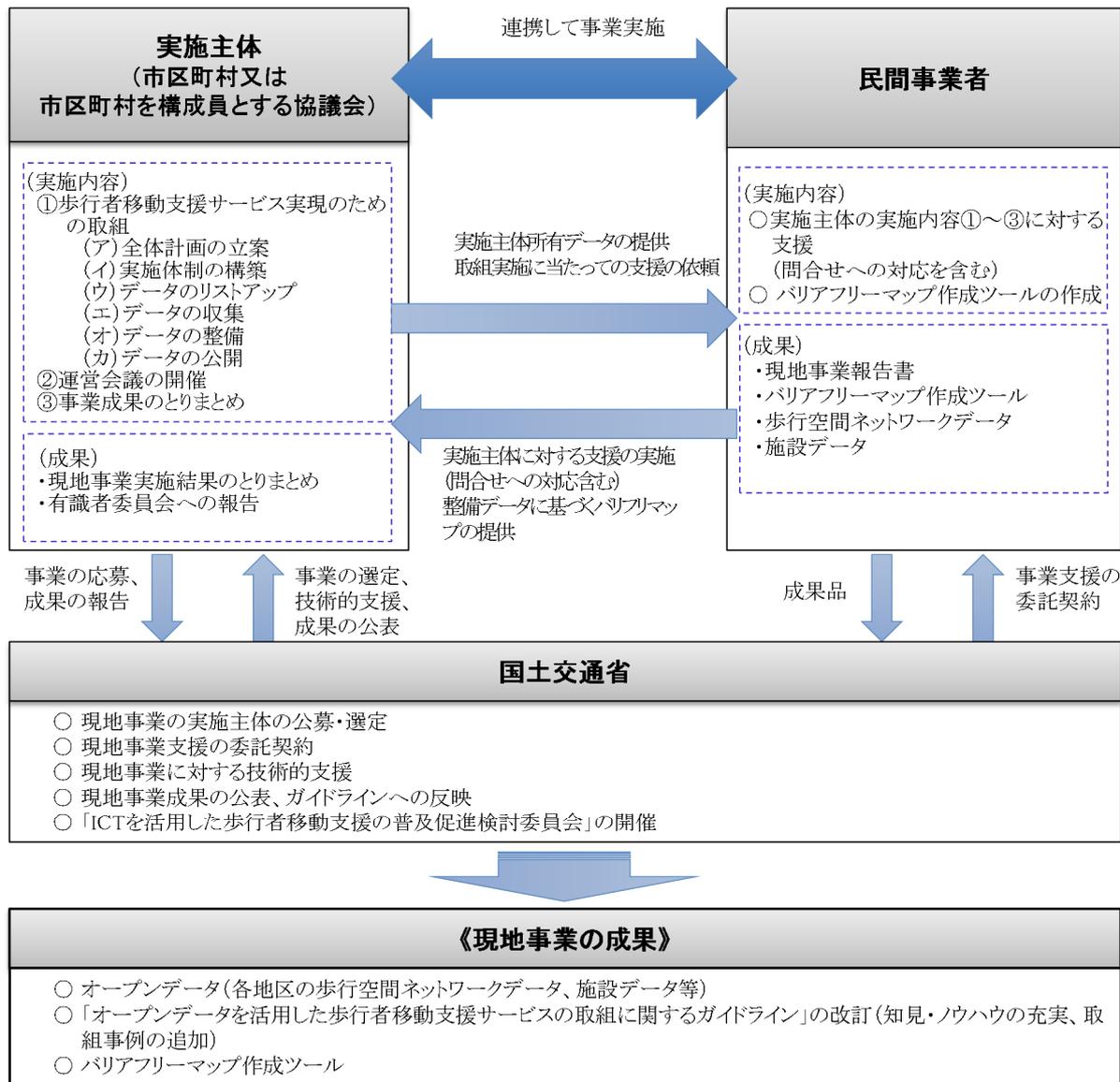
(3) スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。なお、別途、事業実施中に事業の進捗状況等について報告を求めることがあります。

表4 実施スケジュール（予定）

実施スケジュール		実施主体 (現地事業に関する事項)	民間事業者 (別途契約予定)	国土交通省 (有識者委員会等)
平成29年	8月	募集締切(8/18) 選定通知(8/下旬)	支援業務の契約(予定)	有識者委員会 →実施箇所の選定
	9月 ～12月	事業の実施 ・全体計画の立案 ・実施体制の構築 ・運営会議の開催 ・データの整備 等	事業実施の支援	
平成30年	1～3月	成果とりまとめ →委員会での報告 データのオープンデータ化	成果とりまとめ支援	有識者委員会 →実施結果の報告 取組概要・成果等を ガイドラインに反映し、 改訂版を公表

(別紙1) 現地事業実施のスキーム



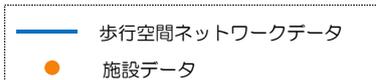
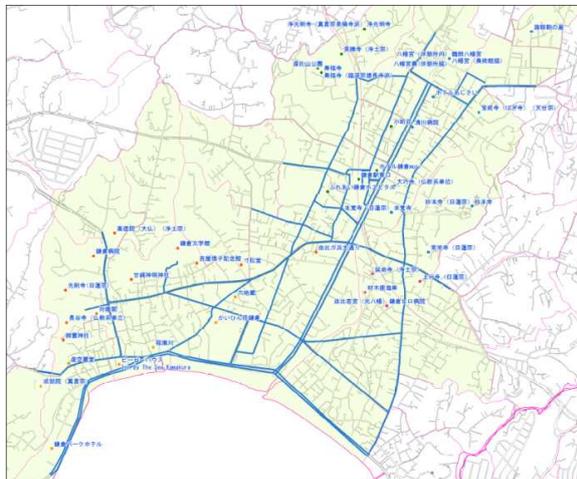
- ・ 現地事業の実施に当たり、国土交通省と実施主体の間での契約行為はありません。
- ・ 実施主体は、全体計画の立案と実施体制を構築の上、民間事業者（国土交通省より別途契約）と協議しながら、現地事業を実施します。

(別紙2) 歩行空間ネットワークデータの整備範囲例

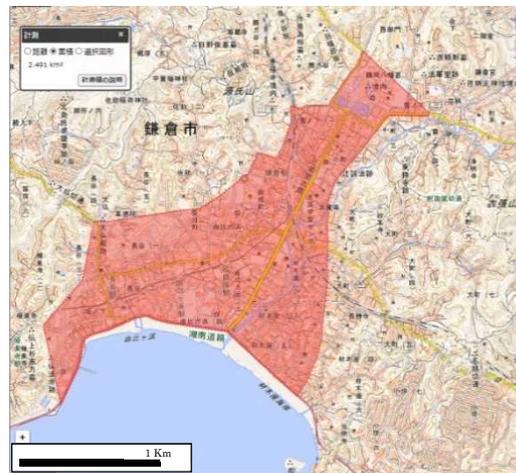
① 神奈川県鎌倉市の例 (歩行空間ネットワークデータを主要経路のみ整備した例)

鎌倉駅を中心に観光客が多く集まる主要な観光施設や公共施設を確認の上、主要な経路を選定し、約 2.5 km² のエリア内に約 29.0 km (リンク総延長) の歩行空間ネットワークデータを整備。当該エリア内にある公共施設等の施設データを 25 施設を収録。

<歩行空間ネットワークデータ : 約 29.0 km>



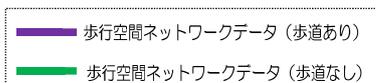
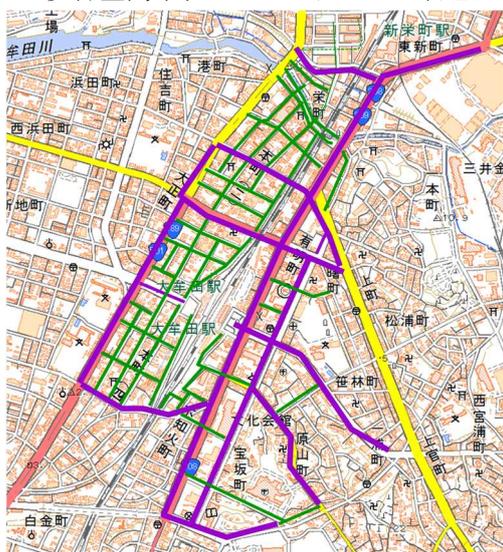
<データ整備エリア : 約 2.5 km²>



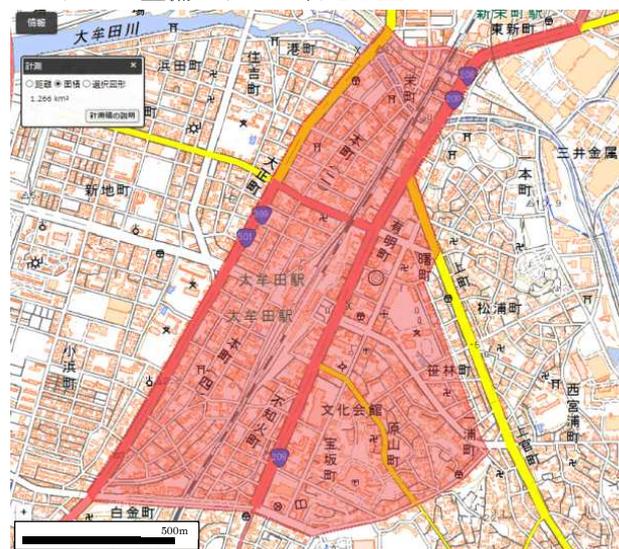
② 福岡県大牟田市の例 (歩行空間ネットワークデータを密に整備した例)

公共施設や観光施設が集積する大牟田駅を中心とした細かい路地を選定し、1.3 km² のエリア内に約 29.0 km (リンク総延長) の歩行空間ネットワークデータを整備。当該エリア内にある公共施設等の施設データを 22 施設を収録。

<歩行空間ネットワークデータ : 約 29.0 km>



<データ整備エリア : 約 1.3 km²>



※ リンク総延長は路線延長とは異なりますので留意願います。例えば、路線延長が 1 km の区間において上下線とも歩道がある場合、歩道上に配置する歩行空間ネットワークデータのリンク総延長は 2km となります。